

人口と世帯

人口 385,897人
男 191,817人
女 194,080人
(前月より208人増)
世帯 153,856世帯
(前月より101世帯増)
(14年2月1日現在)

地方分権推進一括法の施行により、今まで市役所・市民センターで受け付けていた国民年金の手続きの一部を、平成14年4月1日から社会保険事務所等で、行うこととなります。

変わります 国民年金の事務手続き

今年4月から

問 町田市国民年金課 ☎724・2127
八王子社会保険事務所 ☎0426・26・3511

国民年金の切り替え手続きと申請窓口

	必要な手続き	申請窓口
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が、退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国民年金課または各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国民年金課または各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国民年金課または各市民センター
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合

老齢基礎年金等の請求の手続き・相談

・国民年金第1号被保険者期間のみの方の老齢基礎年金	市役所国民年金課または各市民センター
・国民年金第1号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	市役所国民年金課
・国民年金第3号被保険者期間のある方、厚生年金等に加入していた期間のある方(退職時に精算した方も含む)の老齢基礎年金	八王子社会保険事務所または年金相談サービスセンター
・国民年金第3号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	八王子社会保険事務所または年金相談サービスセンター

第1号被保険者

自営業・学生・農林業・フリーター・無職の人など。

第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている妻または夫。

保険料の納付先が、市から国(社会保険庁)に変わります

①「社会保険庁の発行する納付書」で納めるようになります。平成14年度の納付書は4月初旬に郵送でお送りする予定です。
なお、口座振替(自動払込)を利用されている方には、別途通知が届きます。
納付書が届かない、紛失した等のお問い合わせは最寄りの社会保険事務所までお願いします。
②全国の金融機関・郵便局・社会保険事務所等で納めることができますように。ただし、市役所内の銀行窓口や市民センターでは納められなくなります。
また、平成13年度の保険料は4月30日を過ぎると、お手元の納付書では納められなくなりますのでご注意ください。
③納めすぎた保険料の払い戻しの請求書(還付請求書)は社会保険事務所に提出するようになります。

第3号被保険者の手続きが変わります

①第3号被保険者になった時は健康保険の被扶養者の届出と一緒に、配偶者(第2号被保険者)が勤務している会社または共済組合へ届出することになります。
②第3号被保険者期間のある人の、老齢基礎年金等の請求の手續き(裁定請求)は八王子社会保険事務所または相談サービスセンターになります。
なお、第1号被保険者期間のみの方の請求の手續きは、今までどおり市役所国民年金課になります。

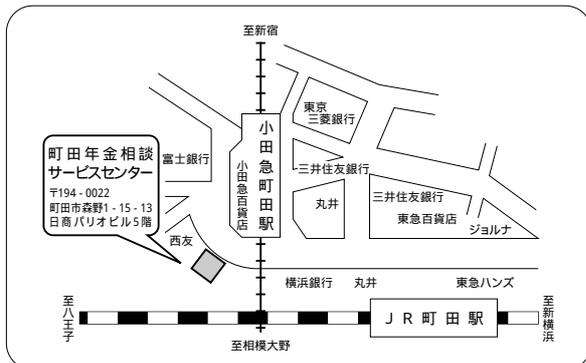
半額免除制度が創設され、申請免除の承認基準が変わります

今までの保険料を全額免除する制度の他に、新たに保険料の半額を納める半額免除制度ができます。ただし半額免除が承認されても、保険料の半額を納めないと未納期間として取り扱われます。
なお、併せて申請免除の承認基準が変更されます。

学生納付特例の対象範囲が拡大されます

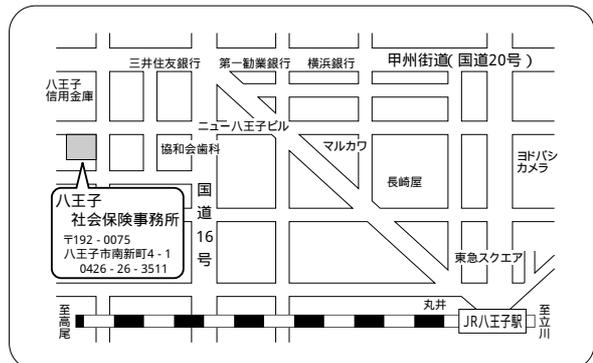
これまで対象外とされていた夜間部、定時制課程及び通信制課程の学生も、対象になります。

平成14年4月から
免除の制度が変わります
申請は市役所国民年金課
ンターで受け付けます。
各市民センター



相談サービスセンターの業務内容

厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者宛通知の再発行等



社会保険事務所の業務内容

保険料の収納、納付書の再発行、厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者宛通知の再発行等